

事 務 連 絡
令和 6 年 5 月 1 日

富山県
福井県
石川県
新潟県
民主主管部（局）
介護保険主管課（部）
国民健康保険主管課（部）
後期高齢者医療制度主管課（部）
後期高齢者医療広域連合事務局

御中

厚生労働省老健局介護保険計画課
厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課

令和 6 年能登半島地震に伴う災害により被災した被保険者に係る
介護保険の第一号保険料、国民健康保険料（税）及び後期高齢者医療の保険料の減免
及び賦課並びに介護保険の利用者負担、国民健康保険及び後期高齢者医療制度の
一部負担金の負担割合等の取扱いについて

今般の令和 6 年能登半島地震の影響に鑑み、所得税や市町村民税の申告期限が延長され、被災地の市町村の一部においては、市町村民税の課税時期も延期されているところです。

令和 6 年能登半島地震に伴う災害により被災した被保険者に係る介護保険の第一号保険料、国民健康保険料（税）及び後期高齢者医療の保険料（以下「保険料（税）」という。）の減免については、「令和 6 年能登半島地震に伴う災害により被災した被保険者に係る介護保険の第一号保険料の減免に対する財政支援の基準等について」（令和 6 年 1 月 17 日付け厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡）、「令和 6 年能登半島地震に伴う災害により被災した被保険者に係る国民健康保険料（税）の減免に対する財政支援の基準等について」（令和 6 年 1 月 17 日付け厚生労働省保険局国民健康保険課、総務省自治税局市町村税課事務連絡）、「令和 6 年能登半島地震に伴う災害により被災した被保険者に係る後期高齢者医療保険料の減免に対する財政支援の基準等について」（令和 6 年 1 月 17 日付け厚生労働省保険局高齢者医療課事務連絡）等により、令和 6 年能登半島地震により被災した被保険者に係る保険料（税）の減免及び徴収猶予については、保険者等の条例等で定める基準に照らし、その被害状況に応じて適切な措置を講じられるよう連絡して

いるところですが、これらの事務連絡及び市町村民税の課税時期を踏まえた保険料（税）の賦課に関し、当該保険者等から照会がありました。

また、介護保険の利用者負担の負担割合及び負担限度額並びに国民健康保険及び後期高齢者医療制度の一部負担金の負担割合並びに高額療養費の自己負担限度額及び高額介護合算療養費の限度額（以下「利用者負担・一部負担金の負担割合等」という。）については、例年8月1日から前年所得又は当年度の市町村民税の課税の有無等により判定を行っているところですが、このような市町村においては課税情報等が確定しないため、通常どおり、利用者負担・一部負担金の負担割合等の判定並びに介護保険の負担割合負担割合証及び負担限度額認定証、国民健康保険の高齢受給者証及び限度額適用認定証・標準負担額減額認定証並びに後期高齢者医療の被保険者証及び限度額適用認定証・標準負担額減額認定証（以下「介護保険の負担割合証、負担限度額認定証等」という。）の判定等ができないこととなるため、当該判定等に関し、当該保険者等から照会がありました。

今般、これらの照会を踏まえ、令和6年度の保険料（税）額の決定及び当該決定に際しての減免等の取扱い並びに利用者負担・一部負担金の負担割合等及び介護保険の負担割合証、負担限度額認定証等の判定等について、下記のとおり連絡しますので、貴管内保険者等への周知等よろしくをお願いします。

記

1 令和6年度の保険料（税）の賦課について

- (1) 所得税の確定申告の期限延長等により、被保険者等の令和5年の所得情報の把握ができず、令和6年度の保険料（税）額を確定できない間においては、保険者等の判断で暫定賦課を行うこと等により、適切に対応されたい。
- (2) 令和6年度の保険料（税）の賦課に当たって、令和6年能登半島地震により令和5年の所得情報が把握できない場合は、被保険者等からの簡易申告に基づき賦課を行うなど、保険者等の判断で、適切に対応されたい。
- (3) 被災した被保険者に賦課する令和6年度の保険料（税）については、可能な限り賦課する保険料（税）額を通知する前に減免申請を受け付け、該当者に対し、減免後の保険料（税）額を同時に通知することとされたい。

2 令和5年度及び令和6年度の保険料（税）の減免における留意点について

- (1) 保険料（税）の減免については、各保険者等が条例に基づき行うものであり、災害による減免について現行の条例に対応する規定がない場合は条例の整備が必要となること。
- (2) 保険者等が減免の要件に該当することが明らかであると認める場合については、被災した被保険者等に減免の意思を確認することをもって減免の申請があつ

たものとみなすことも考えられること。また、特別調整交付金の交付対象となる保険料（税）を既に徴収した場合について、徴収前に減免の申請が出来なかったやむを得ない理由があると認められる場合には、被災した被保険者等に減免の意思を確認の上、遡って減免を行うことも考えられること。

3 令和6年度の利用者負担・一部負担金の負担割合等及び介護保険の負担割合証、負担限度額認定証等の判定等について

本年8月1日以降において、所得税の確定申告の期限延長等により、被保険者等の令和5年の所得情報の把握ができない場合においては、当面、前々年（令和4年）所得又は令和5年度の市町村民税の課税の有無等に基づいて、利用者負担・一部負担金の負担割合等の判定及び介護保険の負担割合証、負担限度額認定証等の交付を行っても差し支えないこと。

ただし、同一市町村に住所を有する介護保険の被保険者、国民健康保険の被保険者及び後期高齢者医療の被保険者の間で当該取扱いが異なることがないよう、各担当部署間で十分調整されたいこと。

なお、令和5年の所得情報の把握が可能となった場合には、利用者負担・一部負担金の負担割合等の再判定及び介護保険の負担割合証、負担限度額認定証等の再交付を行うこととし、それまでの間、被保険者が本来の自己負担分より多く負担していた場合には差額を還付し、少なく負担していた場合には差額を返還請求すること。また、この旨を被保険者に対し、介護保険の負担割合証、負担限度額認定証等の年度更新等の際に十分説明すること。